

研究開発用機械器具の購入の競争入札参加資格審査申請要領

公益財団法人わかやま産業振興財団

この申請要領には、申請案内等が記載されていますので、申請にあたっては、この要領をよく読んで正確に記載し、誤りや記載漏れ等がないように注意してください。

なお、競争入札参加資格審査に際し、故意に虚偽の事項を含む申請をしたときは、入札に参加する資格を取り消します。

今回、申請を行い審査のうえ、入札に参加する資格を得ますと、入札参加資格を認められた日から平成25年7月31日まで、その資格は有効となります。

お問合せ先

公益財団法人わかやま産業振興財団

テクノ振興部テクノ振興班

担 当： 西前・吉村

〒640-8033 和歌山市本町2丁目1番地

TEL 073-432-5122

FAX 073-432-3314

公益財団法人わかやま産業振興財団の研究開発用機械器具購入競争入札参加資格申請について

平成24年8月から平成25年7月までの間において、公益財団法人わかやま産業振興財団が発注する研究開発用機械器具の購入に係る競争入札に参加する者に必要な資格の申請を受けようとする方は、次の事項に留意のうえ競争入札参加資格申請を行ってください。

記

1 申請することができない者

次の各号のいずれかに該当する者は競争入札参加資格申請（以下「資格審査申請」という。）を行うことができません。

- (1) 特別の理由がある場合を除くほか、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 国税及び県税を滞納している者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第6号に掲げる者で、競争入札に参加することを停止された期間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者。
- (4) 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
- (5) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において当該許可、認可等を得ていない者
- (6) 契約の履行が困難と認められる者
- (7) 次のア又はイのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営している者又は暴力団等が経営に実質的に関与している者

イ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者

2 受付期間

平成24年7月2日から平成24年7月31日の間、財団テクノ振興部にて受付します。

- ①申請書類持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日をのぞく午前9時から午後5時
- ②申請書類郵送の場合は、平成24年7月30日必着

3 必要書類

- (1) 物品調達競争入札参加資格審査申請書（別記第1号様式）
- (2) 営業概要及び営業実績等調書（別記第2号様式）
- (3) 取扱品目一覧表（別記第3号様式）
- (4) 使用印鑑届（別記第4号様式）
- (5) 法人にあっては、発行後3ヶ月を経過していない登記事項証明書
- (6) 印鑑証明書
- (7) 次に掲げる税金にかかる納税証明書で申請書提出日において発行後3ヶ月を経過していない原本
 - ア 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税で税務署が発行し、当該税金に未納がない旨の証明（税務署での様式は、納税証明書その3の2又はその3の3）
 - イ 和歌山県が課する県税全品目に未納額のない旨の証明（県の発行する納税証書（別記第

一号の十二の様式による)

ウ 個人にあつては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税）に未納額がないことが確認できる証明

- (8) 財務諸表（直近2カ年分で法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）
- (9) 営業に必要な許可、認可等を得ていることを証する書類又はその写し（許可、認可等を必要とする業種に限る）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める書類

4 資格審査申請書の受理

資格審査申請を受理したときは、物品競争入札参加資格審査申請書受理票を申請者に交付します。

5 審査結果の通知

審査の結果については、平成24年8月1日付け文書により申請者あて通知します。

また、審査結果通知書はその後の入札及び次回更新時において必要となる場合がありますので大切に保管してください。

6 資格の有効期間

今回の資格審査申請により競争入札参加資格者名簿に登載された場合の有効期間は、平成24年8月1日より平成25年7月31日までの間となります。

7 資格の取消

競争入札参加有資格者が次に掲げるいずれかに該当するときは、その入札参加資格を取り消し、当該事実のあつた後2年間は、資格を与えないことがあります。その者を代理人、支配人、その他使用人又は入札代理人として使用する資格者についても同様とします。

- (1) 特別な理由がある場合のほか、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者。
- (2) 国税及び県税を滞納しているもの。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第6号に掲げる者で、競争入札に参加することを停止された期間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者。
- (4) 資格審査において、故意に虚偽の事項を含む申請をしたとき。
- (5) 経済的信用を著しく欠くと認められるとき。

8 その他の注意事項

- (1) 申請に際して必要となる添付書類のうち一つでも不足があれば、受理は致しませんので十分確認のうえ提出してください。
- (2) 資格審査の申請に当たっては、本社と支店等とが重複しないようにしてください。

研究開発用機械器具とは、理化学機械器具、工作用機械器具、産業用機械器具、産業用電気機械、通信用機械器具、医療用機械器具、情報処理用機器を指す。